

真岡市デジタル広告配信委託業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

真岡市デジタル広告配信委託業務

(2) 目的

本業務は、デジタル広告の配信により、いちごの生産量日本一である「真岡のいちご」の認知拡大を図ることと、本市独自の取り組みを効果的に発信することにより、本市の認知拡大および移住相談者数の増加を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

(ア)いちごの認知度向上に資する広告

(イ)移住者増加に資する広告

・業務範囲

(ア)広告配信計画の立案

① 真岡市への移住相談者数の増加を図る広告と、「真岡のいちご」の認知拡大の配信プランを立案すること。

プランには特に以下を含むものとします。

画像等のクリエイティブ広告で使用する画像の提供は可能であるが、その画像をもとに配信する広告画像は制作すること。

② 対象市場及びターゲットへの到達確度の高いメディアを選定することとし、目的に応じた最適な配信方法を配信回数を目安と共に提案し、本市と協議の上、決定するものとする。

③ 広告配信においては、キーワードを抽出、アカウント設計、タイトル説明文、配信設計等、必要な措置を考案すること。

(イ)広告配信における効果計測設定

① ランディングページは、本市が所有するウェブサイトとし各媒体の計測設定を行うこと。必要に応じて設定の助言を行うこと。

② GTM(Google Tag Manager)を利用したイベントによる計測タグの設定を行うこと。

③ Google Analytics を活用した広告分析を行うこと。

④ 広告配信やウェブサイト閲覧等を分析し、必要に応じてターゲティングの変更、絞り込み等、改善策を本市と協議の上、実施すること。

(ウ)実施広告媒体における運用業務

- ① 本業務における広告配信の最適化を図るうえで、最適な指標を設定し、KPIとして相応しいものを提案すること。
- ② 入札調整を含む配信調整を行うこと。
- ③ 効果分析を基にした広告クリエイティブ差し替えを行うこと。
- ④ 広告価値毀損の課題「ビューアビリティ※1」「アドフラウド※2」「ブランドセーフティ※3」については、本市に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うことが望ましいと考える。具体的な対策の内容については、本市と協議の上、決定するものとする。
※1 ビューアビリティ:広告が実際に閲覧可能な状態で表示されているか。
※2 アドフラウド:広告が“機械”ではなく、“人”に対して表示されているか。
※3 ブランドセーフティ:広告が適切なサイトやコンテンツに表示されているか。

(エ)運用結果の報告

- ① 毎月一回の定例報告会を実施し、効果分析を報告し改善が必要な場合、改善案を提示すること。
- ② 掲載期間終了後、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ分析結果報告書を速やかに提出すること。

(5) 履行期間

- ・契約期間:令和8年8月3日(月)～令和9年3月15日(月)
 - ・いちごの認知度向上に資する広告配信期間:令和8年9月1日(火)～令和9年2月28日(日)
 - ・移住者増加に資する広告の配信期間:令和8年11月1日(日)～令和9年1月31日(日)
- ただし、最終的には、契約締結後、本市と協議の上、決定する。

(6) 提案限度額

3,520,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※広告配信、運用手数料、打合せ、その際の交通費など、提案したデジタル広告配信委託業務に関わる全ての費用を含む。

※追加提案を行う場合、追加提案実現に要する費用も含めて、提案限度額内に収めること。

(7) 支払い

業務完了後一括払い

(8) 再委託

受注者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときは、この限りではない。なお、本市の承諾を得た場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本市に申請しなければならない。

2 その他

(1)本業務の実施にあたっては、本市と十分な協議及び打ち合わせを行い、その指示に従って業務を進めること。

(2)業務の品質については、本仕様書の要件を満たしたものとすること。なお、品質が十分確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。

(3)本業務における設備等は、関係法令の規定を遵守したものでなければならない。

(4)本仕様に掲載されていない項目については、受注者と本市で協議の上、対応を決定する。